

太平天国以後の保甲制について——湖南省の場合——

目 黒 克 彦

(史学教室)

一 はじめに

十年余に亘り清朝支配体制を根幹より揺がせた太平天国革命運動は、同治三年(1864)天京の陥落をもって実質的に終幕を告げた。周知の如く、この革命運動の鎮圧の主力は湘軍・淮軍であった。就中湘軍は出身地湖南における諸改革を通して、即ち支配体制を再編成する事によって、官・紳の強力な支配を可能ならしめ、それを背景として多数の勇丁を徴発し、強力な軍勢力を形成し得たとされている。この湖南における支配体制の再編成については、小島晋治氏の優れた研究が有り^①、その中では郷紳の政治力の強化―徴稅権・軍事権の掌握が強調されている。

しかしかかる体制の再編成がどれだけ実質化され、体制の安定化につながり得たか、という点は甚だ疑問であり、後に見る如く不安定要因は存続するのである。従って支配体制の安定化を図る施策として為政者の打ち出す対策の一つは、やはり伝統的な保甲制の施行であった。この思考は太平天国以後に在っても変る事はなく、保甲制は「弭盜安民」の良法であり、「莫善保甲」として常套化されており、従って湖南に在っても清朝定鼎以来幾度目かの保甲制の整備・実施令が下される事となる。

小稿は太平天国鎮圧以後の湖南の一般情勢を検討し、その情勢下に行なわれようとした保甲制、具体的には同治十一年(1872)に行なわれたとされる保甲制について、その内容・特徴等について若干の検討を試みるものである。もとより当時の湖南の情勢把握を究める事自体極めて大きな課題であり、小稿に尽せるものではない。従ってここでは先学の諸研究に依拠しつつ、一般情勢としての把握に努め、論を進める事とする。

二 太平天国以後の湖南の一般情勢

ここでは先にも述べた様に、先学の研究に依拠しつつ湖南の一般的な動向を羅列的に述べるに止めたい。

(1) 抗租・抗糧闘争

周知の如く、湖南に在っては清初以来、抗租・抗糧闘争が盛んに展開された^②。かかる闘争の展開が有ったからこそ、太平天国が広西より湖南に入るや、急速にその勢力を膨脹させ得たと考えられている^③。さてかかる抗租・抗糧の日常化と、これらの闘争を席卷する形で進行する太平天国の攻勢の中で、湖南の支配層の行った改革―「減賦」は、小島氏の論考に拠れば、「大戸」に対して一定の増税を求め、「小戸」の無限に近い浮收徴収を低減させるとい

う減税を行い、以つて郷村における「大戸」「小戸」間の対立・矛盾の緩和を図るものであり、更にこの改革を通して、郷紳が地方における財政的実権を掌握し、更にこれを土台として組織した「団練」によつて、地方の軍事的実権を握つたものであり、かかる改革を通して、中小地主層を体制内に組み込み、強力な湘軍を組織し得た、とされている^④。しかしながら、この改革が一定の成果を収めたとしても、抗租・抗糧闘争は影をひそめてしまふだろうか。抗租について言えば、佃農の最大の関心事たる減租問題に対しては、小島氏も「この五五年の『改革』から全く疎外され^⑤」たとされる様に、何ら手が触れられていないのである。「小戸窮民」の実体を小地主・自作農とされ、又自作小作農をも含めて考えられるが、純小作農の存在も決して少なくない^⑥。彼ら佃農はこの「改革」では完全に切捨てられたのである。従つて佃農の抱える要求、又地主・佃農間の矛盾は解消される事なく、依然として存続していたのである。

一方抗糧の面では、この改革が実施されれば、その担い手であつた中小地主・自作農層の不満は、一定程度解消され、闘争の起因は殆んど消滅したと言えるであろう。しかしこの改革が実施され、成功を収めたと全面的に評価する事を憚らざるを得ない史料も存在している。即ちこの改革は、錢糧徴収の任から「書吏」等を全面的に排除し、「郷紳」地主を中心とした地縁的結合を媒介にして徴税^⑦「する事を目指すものであつたが、同治二年（1863）作と考えられる湖南巡撫譚世臨の「札示」に拠れば、相も変わらず、湖南錢糧積弊、大半由於蠹書之包征包解、甚至擅出墨券、私相授受^⑧。」と述べられるが如き事態が存在しており、

本部院在藩司任内、曾於整飭征解章程内、詳明嚴行禁革、亦查有己改之処、而未改之処尚多^⑨。

とあり、彼が布政使の任内^⑩に発令した「征解章程」に基く改革が為されていない州県の多い事を嘆き、以下その対策を記している^⑪が、そこでは錢糧徴収は飽くまでも州県官が直接関与すべき任務としており、もし郷紳にその実権が移つていたとすれば、文面上何らかの形で郷紳への言及が有るべきと思われるが、その様な文章は無く、ただ書吏が「劣紳」と串同する事を戒しめる文章が有るのみであり、従つて郷紳の仲介を経るが如き文面は見当たらない。この「札示」に拠れば、先の改革が果してどこまで実施されたのか、疑問視されてさえるのである。この問題は後日の検討を期するとして、太平天国期における体制側からする「改革」が、一定程度成果を収めたにせよ、その改革が佃農を完全に切り捨てたものであつた点、抗糧の原因の一つである書吏等の誅求が必ずしも根絶されてはいない^⑫という点から推して、太平天国鎮圧以後に在つても、農村における矛盾・緊張に満ちた対立関係は厳存し、そこから発展する抗租・抗糧闘争も存在し続けたと考えねばならない。

(2) 厘金問題等

次に厘金収奪の問題を概観する。もとより「厘金」とは咸豐三年（1853）刑部侍郎雷以誠によつて創始される^⑬、湖南では同五年、巡撫駱秉章によつて厘金徴収が開始される^⑭。厘金徴収の目的は太平天国鎮圧の軍費調達に在つたが、湖南では特に湘軍に対する軍費供給の任を負つていた。この為長沙に「厘金総局」が設置され、省内各地に「分局」が設置された。更に翌六年、別に「塩茶局」を省城に設立し、塩税として一大包銅錢七百文、茶税一箱銀四錢

五分を抽取する事とした^④。「厘金局」と「塩茶局」の関係はここでは詳細に述べ得ないが、「塩茶局」はその名の如く塩・茶に対する課税を主目的とし、従つて分局も卡局の設置も塩・茶の集散・流通の要衝に設けられ、付随的に百貨の厘金徴収も行ふものではある^⑤。一方「厘金局」は、その課税対象が百貨全般に亘るものではあつたが、又塩・茶に対する税徴収も行つてゐる^⑥。従つて省城に「厘金総局」「塩茶局」が設置され、茶の集散地湘潭には「厘金局」と「塩茶分局」が併置され、その他の地には、両者の徴収所が重複を避けて配置されており、これにより全湖南に厘金・塩茶税徴収の網の目が張られる事になつたと考えられる。尚両局は同治四年（1865）に、巡撫李瀚章によつて「厘金局」に統合される。かかる二局による厘金・塩茶税徴収に加え、咸豐十年（1860）に两江總督曾國藩の要請により、「東征集餉局」（「東征局」と略称）が設けられ、厘金の五割の税を徴収するという増徴が行なわれる事となる^⑦。この新たな「東征局」の設置による「半厘」徴収の目的は、皖南・北で活動する湘軍への軍費供給であり^⑧、増募した湘軍の為の軍費獲得であつた。

かかる厘金の徴収は太平天国鎮圧の後に在つても、甘肅における回民の反乱平定の軍事費獲得として継続される。そして更に、俟隴省軍務肅清、再行停止^⑨。

としながら、次に起つた貴州省における苗族の反乱を鎮圧する軍事費捻出として継続されるのである。かくして湖南省は十八世紀五十年代以降、太平天国の乱、回族・苗族等の反乱平定の軍事費を供給する任務を負つていたのである。

かかる湖南省民に対する苛酷な収奪に対して、朝廷は猾吏奸胥による厘金徴収により、「窮民受累更深^⑩」と述べ、その調査と改

善を求めたのに対して、巡撫毛鴻賓は、

自咸豐五六兩年、先後設立厘金塩茶局、助餉積成鉅款、而農安於野、士安於家、商賈亦相安於市、百物價值、初未騰貴、民間無所謂病也^⑪。

と覆奏し、何らの弊害もないと述べている。しかし同治三年以後、陝甘總督等が「東征局」を「西征局」に改組し、自らの軍餉供給の確保を図つた^⑫際に、「東征局」の生みの親である曾國藩は、

國藩以東征局創設之始、商民頗有違言^⑬と述べており、湘潭県では、

同治二年、商民以厘金局員刻覈過甚、罷市三日^⑭

と記される如く、商民の反対や「罷市」の事態が起つており、毛鴻賓の言は事実を隠蔽するものと言える。茶業に例を取れば、流通過程における徴収が結局は直接生産者「山戸」に転嫁されただけでなく、「山戸」に対する徴税も存在しており、彼らの零細小経営を破壊するものであつた^⑮。従つてかかる収奪に対する抵抗としての反厘捐闘争が惹起する事となる。即ち同治十年（1871）龍陽（現在の漢寿県）益陽両県に起つた哥老会指導下の闘争は、益陽県の県衙・監獄の襲撃と共に、厘金局も焼き打ちの対象とされたと言ふ^⑯。これはほんの一例に過ぎず、当時の湖南では、後述の哥老会の活動が活発であり、各地で反抗闘争を展開していたが、その闘争目標の一つとして、厘金局にその鋒先が向けられていたと思われる。かくして厘金は太平天国を始めとする反権力闘争を鎮圧する軍費調達を目的として存続するが、その膝下において抗租・抗糧に加えて、新たな闘争の要因を提供する事になつたと言へるであらう。

更にこの時期の民衆闘争には、反帝運動の一環として展開され

た仇教闘争が有る。湖南における仇教闘争は、同治二年に長沙・湘潭・衡陽等において、天主教会堂の焼燬事件等が起つており、又光緒年間には有名な守旧派官紳周漢の反教活動や、哥老会指導下の仇教闘争が展開している。これらの仇教闘争の評価等は省略するが、ともかく太平天国期に行なわれた支配体制の再編成により、郷紳を中心とする強力な支配を可能にしたかに見えた湖南に在つても、以上の如き民衆の諸闘争が現実展開しており、郷紳の安定した地方支配は確立し得なかつたと言える。

同治十年、御史張沅は、

今日之湖南、即广西之故轍也、六年有益陽之變、九年有湘潭湘鄉瀏陽益陽醴陵道州之變、今年亦有益陽龍陽之變、其余聚眾擄奪、未經具奏、不一而足、其勢蓋囂然矣。

と各地に民衆の闘争が激起していた事を報告している。とりわけ同治十年の益陽・龍陽の事件では、事件の主体が「会匪」であり、一説には彼らの中に「天王・東王・西王・南王・北王」の名号が有り、更に「洪秀泉」の「偽記」を使用しているとも言われ、恰かも太平天国の再興かと体制側を驚愕させるものであつた。ここに言う「会匪」とは具体的には哥老会を指し、その首領の一人劉道美の指導下に展開されたものであり、当時の諸闘争の背後に会党勢力―哥老会の影響・指導が有つた事は推測に難くない。従つて体制の安定、秩序の回復・維持を図る地方官・郷紳にとつては、この会党勢力の弾圧・肅清が最大の課題であつた。かかる体制を動揺・攪乱せしめる勢力に対する弾圧・取締りの有効なる施策として、再び三たび注目され、その力行が叫ばれたのが保甲制であつた。

三 保甲施行令の發布

太平天国平定後、保甲制の有効な実施により、民衆を統制下に置く事が必須として痛感され、同治四年五月に歩軍統領衙門の奏請を受け、首都における保甲制の再点検・整備を命じ、同月御史夏獻馨の上奏により、通省督撫に対して、保甲制の施行を命じている。この命を受け、各地でいかに実施されたか、その真相を明らかにし得ないが、六年後、御史張景青の上奏とそれを承けて出された上諭に見られる如く、保甲制が現実に機能していなかつた事を窺わせる。即ち民生の安定を図るべく各省大吏に民衆の撫恤に努める様論したが、現実には乱源は清浄されず、「遊民」が事端を醸成する恐れが有ると述べた上で、

張景青所陳、責成各州県力行保甲、招墾荒地、藉以息盜安民、不為無見、著各直省督撫、体察該省情形、實力興辦、不得有名無実。

とある様に、張景青の要請を是認し、各省督撫に対し、該地の実情に照して保甲制の実施に努め、有名無実に帰する事を戒しめ、改めて保甲制の施行を厳命したのである。この上奏及び上諭で強調されているのは、「遊民」と表現される体制より析出して来た民衆―実態は失業した農民・手工業者・交通運輸等労働者・散勇である―を体制内に包摂し、「招墾」により一定の地に定住させ、彼らを日常的に監視・統制する為に保甲制を実施するという点であつた。

この上諭を承け、各省督撫はその状況に応じ、各々に対応した事である。浙江省では、巡撫楊昌濬の命令下、施行に取りかかつたが、逆に騷擾を惹起するという事態も起つている。湖南にお

いても湖広総督李瀚章・湖南巡撫王文韶の命の下で保甲制の施行に着手する事となる。

同治十年(1871)十二月一日、総督李瀚章は湖南において保甲制を清查しつつある事を報告すると共に、新たな施策の提案を行い、その裁可を仰いでいる^⑧。即ち一つは省城に「保甲総局」を設立し、各州県との連絡指導の体制を確立するという策である。これは従来の保甲制が州県各々に実施されたが、特に省城より遠隔の州県と省当局との連絡指導が不十分であり、従って監視も十分に為し難く、為に「始勤終怠」という事態を招いた、という反省の下に、湖南における保甲制の言わば総元締としての「保甲総局」という機関を省城に設置し、ここにおいて湖南全省の保甲制施行を指導・監督していこうとするものである。次に湖南全体の保甲制実施の責任者として按察使を充てる事を提案している^⑨。従来の保甲制では、督撫の命令の下で、各州県官が各個に施行するという形態、即ち指導・報告等の関係は督撫と各州県との間で行なわれていたが、より緊密な指導・監視の為に、督撫の下で警察行政を担当する按察使にその責を負わしめ、より緻密な指導等と責任体制の明確化を意図したものであると言えよう。更に第三に軍隊を省内要処に分駐させ、「兵威」による弾圧体制の強化を図っている。

以上三点を主な内容とする上奏に対して、同年十二月十四日に上諭が下され、彼の提案に対して、「所算均屬周妥」として批准された^⑩。これを承けて翌十一年正月五日、総督李・巡撫王の連名で布按両使に対する命令が出される。そこでは、

遵査、保甲為自本司專政、而藩司係通省吏治總滙、所有一切稽查考核、應由本司、会同藩司辦理、以昭周密^⑪。

と述べ、布按両使の保甲制への関与の論拠付けを行い、会同して辦理すべき事とし、両使に対して、章程・条約の定議を命じている。

かくして布按両使は保甲制施行策を検討した後、二月十七日に「保甲総局」を開設したい旨要請し、同月督撫の許諾を得、湖南全省への保甲制の実施に取りかかる事となる^⑫。

四 保甲制の内容とその特徴

(1) 「保甲総局」の設置

さて同治十一年(1872)二月十七日に開設する事となった「保甲総局」は、その目的は先述の様に、湖南全省での保甲制施行の指導・監督の専門的な機関として位置付け、ここに専任者を配し、日常的且つ恒常的な保甲制の実施に当らうとするものであり、その点では従来の総督・巡撫による指導・監督は、各々に繁多な職掌を持つ存在であり、片手間になり勝ちであった為、長期に亘って継続し得ず、中途において有名無実に陥るといふ苦い反省の上に立つての一つの改善策であり、前進であると言えるであろう。

「保甲総局」の人的構成を見ると、職掌と直接に関連を持つ按察使と、吏治という側面から布政使が共に「総理」となり、長沙知府が「提調官」になるとしている。しかし長沙知府は、公事頗繁、勢難常在局中辦事^⑬。

という理由から、候補直隸州知州莊賡良を「代理提調官」とし、更に候補知県黃教銘を「文案官」に、長沙・善化両県知県を「承辦官」に任命している。そして湖南における保甲制施行の実務責任者として在籍湖北補用知府黃式度を「坐辦局務」として専任せしめ、在籍戸部主事畢大琛に「幫辦」せしめる事としている。更

に必要に応じスタッフを随時に増減するとしているが、当面は「五員五紳」によって辦理するとしている^④。この「五員五紳」とは、五員が布按兩使、長沙知府、長沙・善化兩知県を指すが、五紳については前記の四名が史料に記載されるのみであり、他の一紳は不詳である。ともあれ以上の如き「保甲総局」のスタッフは官・紳合同の体制を取っているが、官側に在っては各々に本来の任務を持つ存在であり、実務は全て紳側が担当する事となつたであろう。「坐辦局務」の黄式度と「幫辦」の畢大琛は共に「在籍」の郷紳であり、恐らく捐納によって「湖北補用知府」「戸部主事」を獲得したものと思われる。従つて省段階に設けられた「保甲総局」は、組織上は官紳合同の体制が取られているが、実質的にはかかる郷紳によって担われていたと考えられる。

次に「保甲総局」設置に伴う財政措置について見ると、所有代辦提調官以下各官紳薪水、以及設局屋租、添置器物、並応用紙張飯食等項經費、擬向軍需局、隨時支用、按月一結^⑤と記され、「総局」に係する官紳の俸酬及びその維持運営に要する諸經費は、「軍需局」より隨時支出し、月単位に決算する事としている。この「軍需局」とは、

查湖南自咸豐二年以來、於藩司署內、設立捐輸局軍需局^⑥とあり、又

如撥軍餉、亦由藩庫開支、由軍需局領發^⑦と記されており、更に、

所獲厘稅銀錢、按月榜示通衢、以昭清白、隨解省城總局彈取、由省局撥解藩庫軍需局、支應軍餉^⑧。

と記される様に、咸豐二年に布政使司に設けられ、省城の「厘金総局」に集中される厘金は布政使庫を経て「軍需局」に送られ、

四〇
ここから軍餉として支出する形態を取っていた事が知られ、従つて「厘金総局」「捐輸局」等によって徴収された資金は、藩庫に集中され、「軍需局」は藩庫より所要額を受領し支出する機関であつたと考えられる。そして「保甲総局」の經費も厘金等の新税によつて賄なわれていたと言える。

かくして「保甲総局」の經費は、公的機関からの支出として裏付けられ、民間よりの派徴や官の捐備に期待するという形を取っていないという点でも、保甲制の恒久化へ向けての一步前進と評価し得るであろう。

以上の如く、以前の保甲制の繰返し生ずる廢弛に対する反省から、専門機関としての「保甲総局」を設置し、専任者を配置し、一応財政措置を取つて発足する事となる。

(2) 「総首」の選任

「保甲総局」の「坐辦局務」となつた黄式度は、「飭辦湖南保甲簡明章程十二條」を作成し、各州県に頒發し、保甲制施行を指令した。この「章程」は「光緒善化県志」に、「善後保甲簡明章程」九條が掲載されている^⑨が、「湖南全省保甲章程」に全文が掲載されている。ここでは九條までが保甲編成の方法、冊籍整備等が規定されている。

先ず第一條において、この「章程」が督撫の批准を得ており遵守すべき事を強調した後に、牌甲編成について述べている。それによれば、先ず城内及び郷において「地段」の画定を行う。この地段は城内に在つては坊又は鋪を、郷に在つては里・甲・図・社を単位として区画するとしている^⑩。従つてこの区画決定は、既存の市街や聚落を基盤としたものと解される。こうして区画された地段内において、「公正廉明、衆所信服之紳耆」数人を「総首」に

選任し、彼等に対しては礼遇を与え、管轄内の保甲制施行の責任を持たせるとしている^④。彼等「総首」が管轄する一地段内の戸数などの程度であったのか、「章程」には明示されていないが、

編法、応自一牌、通至十牌二十牌、由近及遠、依次順編^⑤。

という記載から推測し、十戸で一牌を編成している所から、多くとも二三百戸程度ではなかったかと思われる。従って複数の「総首」が二三百戸を単位として配置されていると推測される。彼等の任務分担が管轄戸を分割して責任範囲としていたのか、或いは職掌上の分担を行っていたのか明らかでないが、比較的狭い範囲に複数の統轄者を配する事によって、より緻密な統制・監視網を組織する事も可能であったが、他面で複数なるが故に責任の所在が不明確になる事も懸念されよう。

さて次に牌甲の編成と牌冊作成の中での「総首」の任務について見る。「総首」選任の後、各地段内の戸数調査が行なわれ、十戸一牌を原則として編成し、牌内の「明白曉事、有功名有家計者」を「牌首」に充てるとしている^⑥。従って「牌首」は「総首」の如く明白に郷紳の就任を規定していないが、「有功名有家計者」と述べており、十戸内の比較的有力者が充てられたであろう。この調査編成の作業には地保の協力が規定されている^⑦。牌の編成後、各戸の「門牌」「十家牌」「循環正冊」「循環另冊」の作成が行なわれる(後述)。これらの牌冊は一旦「総首」の下に集中され、「総首」より官へ送り「鈐印」を受け、「循正冊」「循另冊」は官に存置し、「環正冊」「環另冊」は「総首」が領置し、「門牌」「十家牌」を当該戸・「牌首」に分給する^⑧。この過程での「総首」の役割はもとより牌冊の速かなる作成の督促と官よりの承認を受け、受領した「門牌」等の遺漏なき分給である。その後毎年三・六・九・十二

月の初に、この間の戸口の増減遷移を添註塗改した「環冊」を官に呈出し「循冊」と交換する任^⑨。「換冊」が有る。又この折に、「並無会匪切結」という宣誓書を提出しなければならぬ^⑩。この三カ月に一度の「換冊」及び「切結」の提出が、「総首」に課せられた最大の任務と言える。即ち戸口変動に伴う牌冊の改註はともかく、「切結」呈出の前提には、日常的な管内人戸の動静に対する監視が求められているのである。更に「総首」は後述する「待査」戸・「自新」戸と称される要警戒戸の監視の任、「牌首」より告発された「不法之戸」に対する処置等々の任が有る。これらの任は従来の保甲制における保正・郷者等と称される民間での上級統轄者の任務と同内容であると言える。但し特徴としては、この「総首」に就任する者の要件を明確に「紳耆」^⑪郷紳と規定している点である。この事は先の「保甲総局」の実務担当者が郷紳であったという事と関連して注目されねばならない。

もとより既に乾隆期より、郷紳が一般民戸と一様に保甲制内に編入される事になっており^⑫、次第に保甲制内における郷紳の役割^⑬指導性を強めていくのは、保甲制本来の目的と社会情勢の変動^⑭発展との関連から、必然的に要請されてくるものであり、既に嘉慶年間^⑮に在って、郷紳が保甲制の運営に関与していた事を明らかにした^⑯が、同治末の湖南における保甲制に在っても、「総首」や「保甲総局」の実務担当者に郷紳が就任するという事は、湖南の保甲制が事実上郷紳によって施行・運営され、官はこれを監督する立場に位置する事になった事を示すものであると言える。もとより州県官は当該州県の保甲制実施に責を負うが、彼らは省の「総局」の指導監督を受ける存在である。更に進めば省に「保甲総局」が設置された事を承け、州県に「保甲局」が置かれ、その実質的

運営が「総局」同様、郷紳に委任されるという事態に至る事が予測される。しかし黄式度の「章程」には「保甲局」は一切登場せず、州県での施行者は相変わらず州県官であり、これはその一歩前の段階の形と言えるであろう。かかる郷紳の地方政治への関与は保甲制の局面だけでなく、「厘金総局」の運営、団練・社倉等は、何れも実質的には郷紳によって担われていたと見られる。この事はとりもなおさず官憲力の弱化を示すものであり、体制の維持安定化、その中で既得の立場・利益を保持せんとする郷紳の強力な援助なしには、もはや清朝権力の地方支配は貫徹し得なくなっていた事を示す証左と言えるであろう。従って又情勢の発展と共に、ますますかかる「官紳合同」が進行すると考えられる。

(3) 「門牌」の作成

次に「門牌」の作成とその特徴について見る。「門牌」の形式・記載内容は時代・地域によって繁簡の差があるが、基本的性格は当該戸の成員・生業の明示が中心である。湖南の保甲制における「門牌」においても、当該戸の家長の姓名・年令・籍貫・住所・生業・同居の家族数、及び別居の家族員の姓名・続柄・居住地・生業を記載する事としており、かなり詳細な記載を求めている。かかる記載は従前のものと変らないが、ここでの特徴は、「門牌」上に当該戸の貧富状況を記載させようとしている点である。即ち、昔朱子既建社倉、乃立保甲法、以便稽查、而時接濟、今行保甲、即將大小丁口開明、則其家之貧富、亦必查明開載。

と述べ、北宋の朱熹が行った社倉と保甲の併用に倣い、各戸の貧富状況を「門牌」に記載させようとした。具体的には、如赤貧之家、既無産業、又不能自食其力、是為下次戸、又有雖無産業、尚能自食其力、是為又次戸、又有稍有資本、勉營貿易、

稍有産業、勉資事畜、是為中次戸、若不次之戸、産業多資本足、不願開載者、即不必開載。

と記し、各戸の貧富の度合により、下次戸・又次戸・中次戸・不次戸の四等級に分類して註記する事としている。但し最上級の不次戸については、本戸の意志により記載しなくても可としている。即ち、この件について、臨湘県知県より一つの提案が為された。即ち、

援防捐局内、有閭閻貧富、於編查保甲時、可知底細、即乘便辦捐、洵為一挙兩得。

とある様に、保甲編查に際して行う貧富状況の調査をより詳細に行い、捐輸徴収にも利用しようとするものであった。これに対して黄式度は、

不知捐輸與保甲、各自一事、兩不相涉、若如所稟、實與本局辦理保甲、先在不擾本意、大相悖謬。

と述べてこの提案を却下している。そして州県官のかかる「誤会」を封ずる為に、「下次戸」のみを註記する様に変更する事となる。この経緯の中に当時の州県官の保甲制に対する態度の一端を窺い知る事が出来る。即ち地方支配の一線に在る州県官にとつては、幅輻し繁雑化する諸任務の可能な限りの統合合理化によって、その軽減を図ろうとする考えから、保甲と捐輸の統合を考えたとと思われる。かかる意図は臨湘知県のみのものでなかったと思われる。黄式度は、

恐各該牧令亦有誤會、辦理不能盡善、貽誤正匪淺鮮。と述べている。この様な新たな任務を既成の任務と可能な限り結合させて、任務の軽減を図ろうとする州県官の姿勢が、「始勤終怠」と称される事態を来す原因の一つとなると思われる。しかししか

る州県官の意図は、保甲專辦を任とする黄式度によって、保甲制施行の際の最も留意すべき点は「不擾」である事、保甲編査に伴う需索や保甲制が増税に連なるという民衆の「誤解」を招く事、保甲と徴税等の任務との混交による曖昧化に連なるという理由から却下され、州県官は徴税・捐輸・保甲等の諸課題を各個に遂行しなければならぬ。この事は保甲制の実施の継続性という点で懸念を持たざるを得ない。そこから州県段階に「保甲局」を置き、郷紳へ委任するという方向が生まれて来ると思われる。

さてこうして門牌上には最も貧窮な階層の戸のみ「下次戸」として註記される事となつたが、その意図は、災害の折に真先に困窮するこれらの戸を事前に掌握する事によって、救済措置を容易且つ速かに行い得るという面と、かかる貧窮戸こそが容易に反体制勢力たる会党と結合するという認識から、彼らを把握し監視下に置こうとする面が有つたと考えられる。黄式度の門牌上に「下次戸」を註記する意図がここに在つたとすれば、それは農村の秩序安定策の一つとしての社会等の所謂救荒策との関連を考えねばならない。黄式度も朱熹の社会法を引用している。この時期の湖南に在つてどれだけ社会等が展開し機能していたか、今ここで明確にし得ないが、太平天国平定以後の秩序回復策として着目され、その実施が叫ばれたであろう事は容易に推測し得る。即ち同治三年七月に巡撫惲世臨が荒歉に備えて積穀すべき事を命じている^⑧。更に湖南では同治八・九年と不作が続き、米価騰貴の状況が有り^⑨。従つてより一層貧民救済による体制の安定化を図らねばならなかつた。かかる情勢からする要請により、保甲制の中に救荒の実効を挙げようとする狙いも含まれるものであつたと言える。しかしその狙いは、一方において社会等の備蓄策の成功と両々相俟た

ねばならない。従つて黄式度の意図が成果を収める為には保甲制と備蓄策との両面の成功が必須であつたと言える。

それはともかく、従前社会制の展開の中で保甲制との関連が論じられる事は有つても、保甲章程において救荒策が講じられる事は管見の及ぶ限り見い出せないが、同治末の湖南で明確に保甲章程に貧民救済の條項が記された事は、彼らの存在が他方における会党との関連において重視され、体制内への留め置きが強調されているという点で、この時期の保甲制の特徴として注目に値すると思われる。

(4) 「待査」戸・「自新」戸の抽出

門牌作成後、牌内十家に対して相互に身許保証を行う「聯保」が求められる。即ち、

門牌填定、即著十家互相聯保、如有一家為匪、准九家首告、儼敢徇隱、一並連坐、其聯保不另取結、即以清冊所開同牌為憑^⑩。とある様に、十家相互に連帯保証を行い、もし牌内に問題が起り、報告せず隠瞞した場合には、同牌の者が連帯責任を負う事を承諾するものであり、彼ら個々より「切結」を取る事はせず、「清冊」||「循環正冊」に登録する事によって代用し、煩を避けんとしている。

この場合十家内において、他の戸より「聯保」を拒否される戸も存在し得る。即ち、

如相連並居之家、有各家不肯聯保之人、或係開設客寓・飯店・煙館・茶館・戲班寓所、或係煤廠・窯廠・鐵廠・木廠、以及山辺水涯棚居小戸、或係寺觀・廟、即於所給門牌該戸之上、載以待査二字^⑪。

と規定され、同牌各戸より「聯保」を拒否される戸、客寓等々の

不特定の人々の出入する戸、山間や水辺の棚民や寺院等は、いずれも当該門牌上に「待査」の二字を註記するとしている。これを「待査」戸と称する事とする。

更にもう一種の特別扱いを受ける戸が有る。即ち、

又或流娼土妓之家、或曾犯窃窩賭行兇有案、或其人隻身赤貧、不知根柢、或其人素行不端、衆所共知、惟尚無犯案史、可指、此次清查、正為此輩而設、應即按名指拏、以憑嚴辦、姑寬既往、許以自新、即於所給門牌該戸之上、載以自新二字^㉞。

と規定している様に、流娼土妓の戸、前科を有する者、単身赤貧にして素行不良であるが、犯罪の実証を得ない者に対しては、当該門牌上に「自新」の二字を註記するとしている。これを「自新」戸と称する。保甲制実施の直接の狙いが、かかる「自新」戸に対する監視・取締りに在る事を明言している。

かかる「待査」戸・「自新」戸の摘出後、「十家牌」の作製が行なわれる。

聯保既定、即另填十家牌一張、將聯牌十戸姓名、依次填載、並將待査自新等戸姓名、附載於内、交牌首收存、以便稽查^㉞。

と規定され、「十家牌」には所謂「聯保」戸はもとより、「待査」戸・「自新」戸も記載されるのである。そして、

凡十家一牌、應將待査・自新等戸、摘出計算、居係同牌、応責成牌首與同牌各戸、就近查察^㉞。

とある様に、同牌の牌首・牌戸の監視を受けしめるものとしている。従つて十家一牌が隣組的な形によって編成され、間々そこに要監視者である「待査」戸・「自新」戸が加わるが、「聯保」戸は彼らの行動に対して連帯責任を負わないが、監視の責を持つていたと言える。この点は嘉慶期の浙江平湖県における「另戸」に對

四四

する扱い方との相違が見出される。平湖県の場合、要監視たる「另戸」は牌甲編成の時から一般牌戸と切り離され、専ら地保の監視・取締りの下に置かれる存在とされている^㉞。それに対してここでは彼ら「待査」「自新」戸を「聯保」戸と同牌に編成し、牌首・牌戸の監視を受ける存在である。この様な要監視者に対する対応の相違は、第一に地保の任務の軽減を図り、地保本来の職責である錢糧催徴に専念させ様とした点、第二に一との関連で地保による「另戸」への取締りが必ずしも成果を挙げ得ぬ為、より日常的に身近かに在つて監視可能な隣戸同士を組とする牌内に組込み、牌首・牌戸に監視の責を負わしめた方が、より効果的にその目的を達し得ると考えた為と思われる。かくして「待査」「自新」のレッテルを貼られた要監視戸も牌甲内に編入され、隣近の各戸にその一挙一動が監視されるという体制を作ろうとするものであつたと理解される。

さて「待査」「自新」戸は、次の「循環冊」作成の段階で「聯保」戸と別扱いとなる。

牌既分填、即備循環正冊各一本、又備循環另冊各一本、……惟待査自新等戸、摘出彙載另冊、亦照所給門牌一樣填注^㉞。

と規定される如く、「聯保」戸は「循環正冊」に門牌記載の事項が記入されるが、「待査」「自新」戸は摘出され「循環另冊」に記載される。この「循環另冊」は「總首」の下に保管され、他の一は州県衙門に収存される。更に州県衙門はその写しを省の「保甲総局」に提出しなければならない。かくして州県当局はもとより、省段階に在つても管内の要監視者名簿「ブラックリスト」を作成し、

現在分立另冊、所有待査與自新各戸、除責成總首、会同牌首及

同牌隣牌人等、隨時查察外、地方官応即按冊不時私行訪查、省局亦可按冊不時派人、分途密查、再不安心、不必待地方公稟、即可指名鎖拏^④。

とある様に、在地の「総首」を頂点とする監視のみならず、州県官の查察や省の「総局」による密査も可能にしようとしている。これらの事はこの時期の保甲制において、監視・取締りの対象にかかる「待査」「自新」戸に絞られ、そこに監視の目を集中し、会党勢力との結合を断とうとする狙いを明確に打出したものと云えるであろう。即ち体制側にとつての要監視分子の把握と、それに対する監視・取締り体制の組織化が図られ様とした点が一つの特徴として挙げられる。

所でこの「待査」「自新」戸の「聯保」戸への回復策は、当該地の「総首」「牌首」及び「紳耆」の保証による申請によつて、「另冊」より「正冊」への登録替が為されるとしている^⑤。ここに示される「総首」「牌首」は当然ながら、当該地の郷紳の同意・保証を必要としている事は、この時期の郷紳の郷村秩序の維持という面において期待され、又担われようとする役割の大きさを物語るものである。郷紳は「総首」等の役職に就任しない者であっても、こうした形で郷村の治安秩序の維持に当る事が期待されていたと思われる。

(5) 「会匪」対策

さて以上の如く管内の貧窮戸や「待査」「自新」戸の如き、反体制側に走りかねない戸に対する監視・統制策が取られるが、ではその外側に在つてかかる戸をも糾合して反体制的行動を展開する「会匪」に対して、この保甲制はいかなる対応を取ろうとしているのか。黄式度の見解に拠れば、往時の兵勇の結会は、相互団結

による功勲の樹立、派閥争いに優位を占める事、財産の守護を目的とし、「異志」を抱くものではなかった^⑥。しかし「裁兵裁勇」による帰農に際し、往々にして不逞の輩が現われ、以後「匪」を為す者は全て「会」を称し、又郷村の人も官憲も「会匪」として解する様になったと言ふ^⑦。従つてここには「会」そのものを悪とするものではなかったが、現在では「匪」を為す者が全て「会」を唱えている事から、「会」悪と見なす様になった、と見ている。かかる認識に立つて、

蓋果其為匪、即不曾入会、亦当嚴懲、果其不匪、即曾經入会、亦可曲原^⑧。

と述べ、「匪」的行為の有無を問ひ、既往の入会と否とは問わないとし、「会」そのものを認める如き印象を持つが、現実には「会」の名による「匪」的行為の横行する状況から、入会者に対して脱会を求める事となる。即ち入会者に脱会・悔悟の誓約書を「総首」・郷紳及び族長に提出させる^⑨事として、会党自体の撲滅を図る事となる。かくして入会者に対する措置を講ずる一方で、「会匪」に対する弾圧・取締り策が検討される。もとより取締り策は第一義的には、官憲の軍事力の動員によるが、他方で保甲制は彼ら「会匪」の牌甲内への浸透防止、牌甲内より「通匪者」の出現を防ぎ、もつて「会匪」勢力の孤立化を図る事が重要な対策であり狙いでもあった。

さて保甲制における「会匪」に対する具体的な対応策は、清查之法、不嫌周密、除十家取具聯保外、如有聚族而居者、即責成該族公正族長、出具族内並無為匪切結、或一村聚処、雖非同宗、実可共信、応即責成該村公正紳耆、出具村内並無為匪切結、各結祇於初次查辦時、取具存案、每俟年底換結一次、不必

按季飭取、以免煩瑣^㉞。

とある如く、一般良民に対して既述の如く「聯保」せしめ、相互に監視させあう方法を取るが、加えて同族聚居の場合は、族長に對して「族内並無為匪切結」を、多姓の聚居する村落に在つては、該地の郷紳に對して「村内並無為匪切結」を毎年末に提出させる事によつて、族長・郷紳に管内住民の監視・統制の責を負わしめるといふ方法を併用し、より十全な監察を可能にしようとしてゐる。この事は先述した「總首」による季節毎の換冊の期に提出を求められる「並無會匪切結」とも重複する事となる。かかる二重の監視の目により、一般牌戸の「通匪」「連匪」を防止しようとしており、その手段として、「切結」の提出といふ方法が採られてゐる事が知られる。

次に「待査」戸に對する方法を見ると、巷觀寺院に對しては、至於寺觀巷廟、本属方外、地方紳民、固可就近查察、應並札飭僧綱道紀、隨時約束稽查、……該僧綱道紀、仍按季每於三六九臘等月之初、出具切結、申送地方官存案、省城則並送總局查核^㉟。

と規定し、該地の紳民による監察と共に、各巷觀寺院の責任者としての僧綱・道紀に查察せしめ、季節毎に「切結」を提出させる事としてゐる。又不特定の人々の出入する施設等については、

又如客寓飯店煙館茶館戲班寓所、市鎮之人往來無常、又如煤窰木鉄各廠、與脚夫碼頭、人多雜聚、以及山辺水涯棚居小戸、遷徙不定、應各另立一簿、逐日派人稽查、並責令該店主廠主夫頭地保、各於每月盡日、出具切結、送地方官存案、省城則並送總局查核^㊱。

とあり、各々に名簿を作成し、「逐日派人稽查」の措置を取る他に、

四六

各々の長及び地保に對して毎月末に「切結」を提出させる事としてゐる。就中「匪徒」の「潛蹤託足之地」となり易い煙館に對しては、既設の煙館に對して「妥人」の保証と「如有容留匪類、願與連坐甘結」の提出を課し、又新增設は認めないとしてゐる^㊲。「待査」戸に對してこの様な手段を用いてゐる一方で、「自新」戸については何ら触れていないが、恐らく「待査」戸と同様の手法が取られていたと推測される。この他管内の乞丐・船戸・苗民等少数民族に對する措置も簡単に述べてゐるが、省略に付す。

以上の様に管内に在在する各種各様の居民に對して、各々に郷村に在つて二重の監視の目を組織し、隱匿の防止を図り、又「切結」提出の方法により、当該責任者の監視・取締りを強制する事となる。尚「切結」提出の間隔が各段階或いは対象戸により異なつてゐる。即ち一般牌戸を対象としての「總首」による提出は三ヶ月、族長・郷紳によるそれは一ケ年であり、巷觀寺院を対象とした僧綱・道紀の提出間隔は三ヶ月、更に「待査」戸については一ヶ月としてゐる。これは対象戸の要警戒の度合と、監視責任者の責任の度合を示すものであつたと言える。

この様に「會匪」取締りの保甲制における中心的な手段は「切結」の提出であつたと言えるが、かかる手法がどの程度効果を挙げ得たであろうか。もとより「切結」提出の前提には、日常的な緻密な監視が求められると共に怠慢・虚偽に對する懲罰も準備されてゐる^㊳。しかしこれを確實に実行するには州県官の勤勉さが求められる。彼らが旧態依然たる、「視為具文」という態度である限り、下部に在つても、期限内に「切結」を提出して事足りるとする風潮が生れて来る事は必然である。一方現実には情勢の進展により析出された貧窮民の會党への結集は依然として継続し、湖南

が革命運動の拠点となつていくという事態が有り、この手法が必ずしも有効に働いたとは言えない様である。

五 おわりに

太平天国平定以後、湖南省において施行されようとした保甲制の特徴をまとめて述べれば、第一に省段階に保甲専辦機関としての「保甲総局」が設置され、名義的に布按兩使や知府知県がその運営に当る事としているが、実務担当者には郷紳が充当されており、言わば郷紳主導による保甲制の施行であつたと言える。この事は次の段階で各州県に「保甲局」を設置し、各州県の保甲制実施の実務を該地の郷紳に委任させる形態を取る一歩前の段階を示すものであつたと思われる。第二に民間レベルの保甲統括者としての「総首」の地位に郷紳の就任が要請されている点である。かかる事態は既に嘉慶期にも見られる^⑧が、一との関連から考えて、郷紳の地方政治への関与の一層の深まりとして位置付けられるであろう。更に第三に要警戒戸の摘出により監視の目をこれに集中するという治安維持策が示されている点である。これも嘉慶期に見られる方法であるが、ここでは彼らに対する監視の任が地保に委ねられていた^⑨が、湖南の場合には、牌戸・「牌首」・「総首」・郷紳に負わせているという点で異つている。この事は「総首」・郷紳の地方における治安確保の面で荷う負担の増大を示すものと考えられる。

以上の如き特徴を持つ保甲制は、一方で帝国主義進出の深まり、収奪の強化による矛盾の深化増大から各種の民衆闘争が激化する要因はいや増しに増大する状況下に在つて、官紳合同による弾圧体制の構築を目指すものであつたと言える。もはや地方の治安維

持は当該州県官の権力のみによつては不可能であり、郷紳の在地における有形無形の威力を組織的に活用して州県官の欠を補助させねばならない事態に立ち至つていたと言えるであろう。

しかし他方でかかる弾圧体制の構築に抗して会党の活動は更に活発化する。為に十九世紀末の戊戌変法の中で、湖南において「保衛局」と称する近代的警察機構が作られる^⑩が、ここに登場した「保甲総局」は「保衛局」の前身として位置付けられるであろう。小稿に在つては、「保甲・団練」と連称される「団練」については何ら触れ得なかつた。稿を改めて検討したいと考えている。大方の御叱正を乞う次第である。

(昭和55年8月26日受理)

註

- ① 小島晋治「太平天国と農民」(上)・(中)の一・(中)の二、(史潮)九十三・九十六・九十七
- ② さしあたり重田徳「清初における湖南の地主制について」『湖南省例成案』による小論——(清代社会経済史研究)所収)及び小島氏前掲論文参照。
- ③ 小島氏前掲論文及び同氏「太平天国」(筑摩書房刊「世界の歴史」11)、又同氏「太平天国革命」(岩波講座「世界歴史」21)等参照。
- ④⑤ 小島氏①論文のうち、(中)の二の一〇一〜一〇二頁。
- ⑥ 白石博男「清末湖南の農村社会——押租慣行と抗租傾向——」(東京教育大学アジア史研究会編「中国近代化の社会構造」所収)
- ⑦ 小島氏①論文のうち、(中)の二の一〇〇頁。
- ⑧⑨ 「光緒善化県志」卷二十、政績の項の「禁革錢糧積弊札示」。
- ⑩ 卅世臨の布政使在任期間は、同治元年初から巡撫に就任する同年五月までの短期間であつたと考えられる。(湖南近百年大事記述「附録」湖南近百年省級官吏表「参照」)
- ⑪ ⑧の同項に「嗣後征收錢糧、一律通用板串、設櫃大堂、認真催征、地方遼闊者、酌量適中、立一鄉櫃、完納之戶、立即截串給予、回家安業、不準片刻拖欠

- 延、未完之戸、該地方官記明名姓郷居、隨時催伝、或下郷之便、開導勸納、
 ……若積年蠶書、囚更改章程、不遂所欲、從中簧鼓、或串同劣紳、阻撓把持、
 該地方官、立即拘解來轅、本部院執法如山、定即嚴行懲治……とある。
 ①② 同前同項に「若不職之員、仍然狃於積習、以征解之權、付書役之手、則是溺
 職無能、本部院即以溺職奏革、並將失察之本管知府撤任……」とあり、「征
 解之權」を書吏より取上げるべき事を命じているが、その実効性について
 は疑問視される。
- ⑬⑭⑮ 「光緒湖南通志」卷五十九、食貨五、權稅の項参照。
 ⑯ 「同治湘鄉縣志」卷三、建置、公所の項に「厘金局……凡收自塩茶者、解塩茶
 局、收自百貨者、解厘金局、」とある。
 ⑰ ⑬に同じ。
 ⑱ 「湖南近百年大事紀述」湖南開始征收厘金の項参照。
 ⑲ 「穆宗實錄」卷一四八、同治四年七月庚辰の條。
 ⑳ ⑬に同じ。
 ㉑ 「毛尚書奏稿」卷九、「湖南厘金仍照旧章辦理摺」同治二年三月初二日の項。
 ㉒ ⑬に同じ。
 ㉓ 「光緒湘潭縣志」事紀三の項。
 ㉔ 重田徳「清末における湖南茶の生産構造——五港開港以後を中心として——
 ——」(清代社会經濟史研究「第四章第二節」)参照。
 ㉕ 「湖南近百年大事紀述」龍陽益陽交界軍山總地方、劉道美等聚衆拜会、攻
 入益陽、占領龍陽、旋退出」の項参照。
 ㉖ 里井彦七郎・小野信爾「十九世紀中国の仇教運動——植民地主義への抵抗
 ——」(筑摩書房刊「世界の歴史」II)参照。
 ㉗ 「皇清道咸同光奏議」卷五十三下、兵政類、剿匪、「湖南秀民滋事宜嚴政体清
 乱源疏」同治十年。
 ㉘ 「合肥李勤恪公政書」卷五、「查明湘省文武辦理匪徒情形摺」同治十年十二
 月初一日の項参照。
 ㉙ 「穆宗實錄」卷一三八、同治四年五月辛丑の條。
 ㉚ 同前、卷一四〇、同治四年五月庚申の條。
 ㉛ 同前、卷三一六、同治十年七月戊申の條。
 ㉜ 拙稿「清末の反保甲闘争について」(集刊東洋学「三二」)参照。
 ㉝ 「合肥李勤恪公政書」卷五、「現存清查保甲分設防營片」同治十年十二月初
 一日の項参照。
- ③⑥ 「穆宗實錄」卷三二五、同治十年十二月己巳の條。
 ③⑦ 東洋文化研究所蔵「湖南全省保甲章程」所収の「藩臬司詳」参照。
 ③⑧ ③⑦及び同書所収の「督撫院批」参照。
 ③⑨④① ③⑦に同じ。
 ④② 「駱文忠公奏議」卷九、「覆陳查辦捐輸広額並裕道被參各款摺」参照。
 ④③ 「光緒湖南通志」卷五十九、食貨五、權稅の項。
 ④④ 「光緒善化縣志」卷十五、兵防の項。
 ④⑤ 「光緒善化縣志」卷十五、兵防の項。
 ④⑥ 「湖南全省保甲章程」所収「飭辦湖南保甲簡明章程十二條」(以下「章程」と
 略称)第二條参照。
 ④⑦ 「章程」第二條に、「即於每段地境之内、揀選公正廉明、衆所信服之紳耆數
 人、拳為總首、優以礼貌、專以責成、所舉得人、指臂有助、自無不辦之事」と
 ある。
- ④⑧ 「章程」第七條。
 ④⑨ 「章程」第三條。
 ⑤① 「章程」第二條。
 ⑤② 「章程」第八條。
 ⑤③ 「皇朝文獻通考」卷二十三、職役考。
 ⑤④ 拙稿「清朝中期の保甲制について——浙江省平湖縣の場合——」(愛知教
 育大学研究報告「第二十九輯」)
 ⑤⑤ 因みに「厘金總局」に在つては、「檄署塩法道裕麟、總理局務、並遴選各員紳
 襄辦、復選派紳士、分赴各府州縣、会同地方官、次第試行」(「光緒湖南通志」
 卷五十九、權稅の項)とある如くである。
- ⑤⑥ 「章程」第四條。
 ⑤⑦ 「章程」第四條に附載されている「附通札」。
 ⑤⑧ 「光緒善化縣志」卷九、積儲、積穀の項の「巡撫樞世臨奏為飭屬勸辦積穀、用
 備荒歉、見己辦有成數、恭摺奏明立案、仰祈聖鑒事」参照。
 ⑤⑨ 同前、儲備倉の項に、「(同治)八年水災、九年荒歉、石穀僅至二千六百零、民
 不聊生」とある。
- ⑥④ 「章程」第五條。
 ⑥⑤ 「章程」第六條。
 ⑥⑥ 「章程」第五條。
 ⑥⑦ 「章程」第五條。
 ⑥⑧ 「章程」第五條。

- 拙稿⁵⁴論文参照。⁶⁹
『章程』第七條。⁷⁰
『章程』第十一條。⁷¹
同前、同條に「果能自新、許於每季換冊時、由該總首牌首及該地紳耆、公同稟保、准除另冊之名、改附正冊、」とある。⁷²
『章程』第九條の按語に、「查該弁勇在營立會、本為同心殺賊、共立功勳、或因初入營中、恐人排擠、或因積有銀錢、恐人排奪、實逼如此、迫而相從、揆其本心、實無異志、」とある。⁷³
『章程』第九條の按語。⁷⁴
同前、同條に「自此之後、各勤正業、絕交匪人、凡有誤入會中者、准其自行具悔、交該總首紳耆及族長收存、保予安業、如有同類之人、復相煽誘、許即扭稟到官、審明嚴辦、」とある。⁷⁵
『章程』第十條。⁷⁶
同前、同條に「再查盜賊匪徒、每藉煙館以為潛蹤託足之地、該各州州臬地方、大小口岸、現有煙館、必有妥人的保、取具如有容留匪類、願與連坐甘結、方准開設、如無保結、即不准開、自此清查之後、不准再添一家、如有犯事封閉、及無本歇業、不准復開、」とある。⁷⁷
『章程』第十條に「儻敢徇隱、一並究辦、」とあり、又十二條には「儻有不知自愛、藉名武斷、凶報私嫌、干預詞訟、需索地方、甚至容隱奸宄、得賄包庇、一經訪察得實、除斥退外、定即照例治罪、」とある。⁷⁸
拙稿⁵⁴論文参照。⁷⁹
中村義「洋務運動と改良主義」(岩波講座「世界歴史」22)参照。⁸⁰
拙稿⁵⁴論文参照。⁸¹
拙稿⁵⁴論文参照。⁸²
拙稿⁵⁴論文参照。⁸³
中村義「洋務運動と改良主義」(岩波講座「世界歴史」22)参照。⁸⁴